

経営事項審査の基準の改正について

経営事項審査については、平成24年5月1日に各関連省令等が改正され、平成24年7月1日から新基準による経営事項審査を実施することになりますので、今般の改正内容と、今後の経営事項審査の申請について下記のとおりお知らせ致します。

1. 主な審査基準の改正内容

(1) 保険未加入企業への減点措置の厳格化

社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとする。
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合120点の減点）とする。

(2) 外国子会社の経営実績の評価

本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

- ・外国子会社の完成工事高
- ・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

※「外国子会社の経営実績の評価」についての申請方法等詳細は、国土交通省にお問い合わせください。

問い合わせ先：国土交通省土地・建設産業局建設業課国際建設振興室
03-5253-8111（代表）

2. 申請書の受付について

平成24年7月2日（月）以降の申請から新基準による審査を実施します。

3. 再審査について

(1) 再審査を行う期間等

再審査を行う期間は、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、当該改正の施行日である平成24年7月1日から10月29日まで（今般の改正に係る再審査に限る。）となります。なお、再審査手数料は無料です。

(2) 提出書類

- ① 経営規模等評価再審査申立書兼総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の11、別紙一から三を含む。） 2部
- ② 当初の経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書（以下「旧申請書兼請求書」という。別紙一から三を含む。）の写し及びその結果通知書（以下「旧結果通知書」という。）の写し 1部
- ③ 技術職員名簿に記載された全員分並びに「公認会計士等（旧項番52、新項番53）」及び「二級登録経理試験合格者（旧項番53、新項番54）」に該当する者がいる場合は、その者の健康保険証の写し又は審査基準日直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（平成23年度中に経営事項審査の申請を行った者で、旧結果通

知書における「雇用保険加入の有無」又は「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の数値等欄について「有」と記載されている者に限る。）

※ 経営状況分析結果通知書については、提出する必要はありません。

(3) 提出方法

下記①～③のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 ※1

②県庁建設業課窓口(本館2F)へ持参 ※1

③経営規模等評価の審査会場へ持参 ※2

※1 提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県 建設業課

※2 7月5日から10月19日までの審査会場を対象とします(予約不要)。各日程は経営事項審査申請要領でご確認ください。

なお、対面での審査は実施しません。②又は③の方法によりご提出いただく場合も原則として副本を含め書類をお預かりし、副本は結果通知とともに返却します。

(4) 「経営規模等評価再審査申立書(総合評定値請求書)」の記入方法

① 1枚目

ア 「申請時の許可番号」の欄(項番02)は、再審査の申立て時に有効な許可番号を記入してください。

イ 「申請等の区分」(項番05)は、「4」を記入してください。

② 2枚目(下部)

ア 「審査結果の通知番号」の欄は、旧結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号(結果通知書の右上に「22-00××××」と表示された番号)を記入してください。

イ 「審査結果の通知の年月日」の欄は、旧結果通知書の通知年月日(結果通知書の左下に表示されています。)を記入してください。

ウ 「再審査を求める事項」の欄は、「平成24年7月1日施行の改正に係る事項」と記入してください。

エ 「再審査を求める理由」の欄は、「制度改正のため」と記入してください。

(5) 旧結果通知書の取扱い

経営規模等評価再審査申立による経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書を受けた場合でも、発注者が当面、競争参加資格の確認等に当たって旧結果通知書を活用することも想定されるので、その回収は行いません。

注: 再審査は希望者のみ受審いただくものであり、受審を強制するものではありません。

※ ただし、発注者から、新しい基準に基づく結果通知書を求められる場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

静岡県交通基盤部建設業課 許可班

電話054-221-3058 Fax 054-221-3652